

令和7年1月14日
庁議資料



答 申 書

令和7年1月
狛江市特別職報酬等審議会

1 はじめに

狛江市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）は、令和6年10月29日に狛江市長から「1.市議会議員の議員報酬の額及び期末手当の額並びに市長等常勤の特別職職員の給料等の額について」「2.市長等常勤の特別職職員の通勤手当の支給について」意見を求める旨の諮問を受けた。

2 審議の経過

審議会において各委員は、以下の資料を多角的に活用し特別職及び議員（以下「特別職等」という。）の報酬等の額について、狛江市の財政状況並びに現在の社会情勢及び経済状況を踏まえ、多摩地域26市との比較等を検証し慎重に審議を行った。

事務局作成資料

- 資料1 市の概要（人口・財政状況等）【26市比較】
- 資料2 市の概要（財政力指数・ラスパイレス指数）【26市比較】
- 資料3 特別職報酬等一覧表【26市比較】
- 資料4 市議会について（議員数・政務活動費等）【26市比較】
- 資料5 令和5年・令和6年中における市議会の活動状況について
- 資料6 令和6年度人事委員会勧告等の概要
- 資料7 令和5年度決算 財政のあらまし
- 資料8 東京都区部消費者物価10大費目指数（前年比）
- その他 GG（狛江市議会ガイド）
- 追加資料1 特別職報酬等一覧表 報酬月額改定案【26市比較】
- 追加資料2 市議会議員人件費総支給額

3 特別職等の報酬等の額をめぐる状況

（1）改定状況の経過

【通勤手当】

多摩地域26市における特別職の通勤手当について、市長、副市長、教育長すべてに支給している市は3市、副市長、教育長に支給している市は2市であった。

なお、議員について、支給している市はなかった。

【例月給】

特別職等の例月給については、それぞれ条例において規定されているが、当市が厳しい財政状況であった平成16年度において、行財政改革の一環として、

また、市民感情に配慮するためにも、特別職は平成 16 年度から平成 21 年度まで、議員についても平成 19 年度から平成 21 年度まで自主減額が行われていた。

その後、平成 21 年度の審議会において、条例に規定されている例月給と自主減額後の例月給が存在する二重の構造について懸念が示され、当時の東京都人事委員会の引下げ勧告等を踏まえて、条例上の特別職等の例月給について、表 1・2 のとおり引下げの答申がなされた。これを受け、平成 22 年度から条例上の例月給の引下げを実施するとともに自主減額を終了した。その後も一時的な減額期間はあったものの、条例で規定する例月給については、15 年間にわたり据え置いている状況である。

直近の答申（令和 5 年 1 月）においては、令和元年東日本台風対応、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種への対応、日本一安心して安全なまちの取組等、近年の行政運営については一定の成果がみられ、市長をはじめとする職員の取組や議員の活動等についての日々の努力を踏まえ、特別職等の例月給については、今後、東京都人事委員会による例月給の引き上げ勧告がされた際に検討されたい旨の意見が付されたところである。

（表 1）市長等常勤特別職の給料額

職	現行以前の額 (平成 16 年度から平成 21 年度まで)	現行の額 (平成 22 年度から現在まで)	増減額
市長	916,000 円	898,000 円	-18,000 円
副市長	788,000 円	774,000 円	-14,000 円
教育長	734,000 円	721,000 円	-13,000 円

（表 2）市議会議員の報酬額

職	現行以前の額 (平成 19 年度から平成 21 年度まで)	現行の額 (平成 22 年度から現在まで)	増減額
議長	558,000 円	547,000 円	-11,000 円
副議長	498,000 円	489,000 円	-9,000 円
委員長	482,000 円	473,000 円	-9,000 円
議員	474,000 円	465,000 円	-9,000 円

平成 22 年 4 月以降、特別職等の例月給は据え置かれている（自主減額については現状行われていない）。

【賞与】

以前より特別職は、条例において一般職員の支給月数と同様とする旨が規定

されている。一方で議員については、令和4年度以前は、条例において独自の支給月数を規定していた。そのため、議員と特別職（一般職）については、支給月数が長らく異なっていたが、令和4年度に開催された審議会において、「議員の賞与について、引き上げることが妥当であり、その引上げ方法については、市職員と連動させ、特別職と同様とすることが望ましい。」との答申が出されたことから、表3のとおり、議員の賞与についても令和5年度から特別職（一般職）と連動する形とした。

(表3) 賞与支給月数の推移

	市長(一般職員)				議会の議員			
	6月	12月	計	役職加算	6月	12月	計	役職加算
平成27年度	1.975	2.075 3月(0.25)	4.30	20%	2.00	3.00	5.00	20%
平成28年度	2.050	2.350	4.40	20%	2.00	2.40	4.40	20%
平成29年度	2.125	2.375	4.50	20%	2.00	2.40	4.40	20%
平成30年度	2.175	2.425	4.60	20%	2.00	2.40	4.40	20%
平成31年度	2.300	2.350	4.65	20%	2.00	2.40	4.40	20%
令和2年度	2.325	2.225	4.55	20%	2.00	2.40	4.40	20%
令和3年度	2.275	2.175	4.45	20%	2.00	2.40	4.40	20%
令和4年度	2.225	2.325	4.55	20%	2.00	2.40	4.40	20%
令和5年度	2.275	2.375	4.65	20%	2.325	2.325	4.65	20%

(2) 多摩地域26市及び類似団体における狛江市特別職等の報酬額の水準

狛江市は、多摩地域26市中、中位より下に位置している。また、同類似団体9市の比較においては、中位に位置している。

(3) 令和6年度東京都人事委員会勧告の概要

【例月給】

- ・ 公民較差（10,595円、2.59%）解消のため、給料表を引上げ改定
- ・ 初任層に重点を置きつつ、人材確保の観点から初任給を大幅に引上げ
- ・ 職務の級の職責差を一層給与へ反映させる観点から、各級においてメリハリをつけた改定（平均改定率2.7%）

【賞与】

- ・ 年間支給月数を0.20月分（4.65月→4.85月）引上げ、期末手当及び勤勉手当に配分

当市においても東京都人事委員会勧告（以下「都人勧」という。）に沿って、経過分も含めて例月給及び特別給について、令和6年4月に遡及し対応した。

（4）狛江市の財政状況（令和5年度決算）及び経済情勢

【歳入・歳出】

・歳入は国庫支出金の減少により前年度から2.0%減となったが、市税収入は前年度比1.7%増となり過去最大を更新、経常一般財源も過去最大となった。歳出は前年度比1.5%減であった。

【基金】

・市の貯金である基金については着実に増加しており、前年度比で15.5%増の77億2002万7千円となった。しかしながら、公共施設等の老朽化による大規模修繕や更新、新設に備え、引き続き更なる基金を積み増していく必要がある。

【市債】

・市の借金である市債残高は、中期財政計画に定める財政規律に基づいた発行抑制等により、前年度より約10億円（5.8%）減少し167億7,054万円となった。

【財政指標】

・実質公債比率は0.2ポイント改善し0.9%となり、将来負担比率は2.5ポイント改善しマイナス16.2%となった。どちらも早期健全化基準の範囲内となっている。実質赤字比率、連結実質赤字比率はともに黒字である。

・経常収支比率は、1.9ポイント改善し87.3%となった。公債費負担比率は、0.6%改善し6.7%となった。多摩地域26市平均の経常収支比率は91.5%であり、多摩地域全体の財政の硬直化が進むなか、狛江市は26市中6位であり、必要な施策に財源を投じ、弾力的で規律ある財政運営を行った。

・財政力指数は、3箇年平均で0.818と前年から若干の数値の悪化（マイナス0.024）が見られた。ただし、多摩26市においても高齢化の進展による社会保障費の増などが見込まれ、同様の傾向がみられる。

・その他、公共料金価格や原材料価格など物価の高騰が続き、市民生活や事業者の経営環境にも影響が見られる。

4 審議会が出た主な意見及び論点

【通勤手当】

・有事の際に駆け付けることができるように市に近い場所に居住していることが望ましいが、基本的には実費負担をして良いのではと考える。

- ・高額な通勤手当とならないよう、一定のルールを定めたくえで支給するべきであるが、特別職といえど常勤であれば仕事を行う上での必要経費となるため、支給が必要だと考える。

- ・広く有能な人材の確保を目指すべきであり、教育長に限らず常勤の特別職について、今後、通勤手当が生じる者が任命される可能性もあり、実費で支給とした方が、結果として狛江市のためになるのではないか。

【例月給】

- ・経済状況の先行きも不透明であり、市民センターをはじめ公共施設の建替え等将来的に多大な支出も予想されるため、引き上げるとしても平成 22 年度改定前の数値に留めるのがよいのではないか。

- ・平成 22 年度に引下げ改定となり、現在に至るまで金額は変わっていない。資料を見る限り財政努力が見え、状況は上向いているようであり評価すべきである。下げたままにする理由はなく、先行き不透明ということはあるが、財政状況が悪化した場合には、改めて自主減額を選択されたり審議会において下げる答申もできる。

- ・平成 22 年度を基準（特別職等の給料が改定となった当時からの比較）として令和 6 年度まで一般職における累積平均給与改定率は+4.4%となっている。同様に平成 22 年度からの物価上昇率は+9.3%となっており、物価上昇の上り幅に比べて職員の給与改定率は物価上昇の半分以下の 4.4%に留まっている。一方で、4.4%を指標としてしまうと、特別職は元々の例月給が高いため支出総額が上がり過ぎてしまう。

- ・一般職の給与改定は、都人勧により平均 2.7%引上げとなっており、特別職等においても活用できる一つの指標となると思う。一方で、今回の都人勧は、初任層に重点を置きつつ、人材確保の観点から初任給の大幅な引上げが行われたという主旨を鑑みると、平均値である 2.7%をそのまま特別職等に反映すべきか慎重に考えるべきである。そのため、2.5%程度となるようにするのはどうか。

- ・議員の活動内容は、定例会や委員会等の公表されている活動を除いては、市長等の常勤の特別職と異なり常時勤務しているものではなく、活動実態が見えづらいこともあるため、職責を果たされているのか評価が難しい。そのため、特別職と同様の改定率とするかは慎重に検討する必要がある。

- ・議員の改定率は特別職と差異を設けることも考え得る方策ではあるが、根拠を示すことは難しい。一方で議員は人数が多く、引上げ改定を行った場合は、支出総額が増加する大きな要因となる。諮問事項ではないが、市民としては、狛江市は人口に比して議員数が多いと感じており、議員数を減らし総額が増えないようバランスをとることを考えてほしい。

【賞与】

- ・特別職及び議員については、いずれも一般職と連動しており、既に根拠ある

ものとなっている。

・今回、職員の賞与が都人勧に基づき 4.65 月から 4.85 月に 0.2 月引き上がるということは、連動する特別職等も 0.2 月引き上がることとなる。現状の仕組みで問題ないのではないかと。

5 審議会の考え方

【通勤手当】

現在の特別職に限らず、今後常勤の特別職については、遠方から通勤する者が任命される可能性も考えられる。有事の際には駆けつけられるよう、特別職についても当市に近いところに居住されていることが望ましいが、広く有能な人材を確保するためには、予め制度を整備しておく必要があると考え、正規職員の基準に準じて実費で支給することが望ましい。

【例月給】

特別職の例月給については、平成 22 年度に減額改定がなされてから現在に至るまで据え置かれていること、その間、消費者物価指数、一般職の平均給与改定率も上昇傾向にあること、これまでの市の財政状況の改善など、一定の評価ができること等を踏まえ、現在の社会情勢を考慮した令和 6 年度都人勧の一般職の平均給与改定率 2.7%を参考としたい。一方で、都人勧の平均給与改定率 2.7%は、初任層に重点を置きつつ、人材確保の観点から初任給の大幅な引上げが行われたという主旨に鑑みると、特別職の報酬額を平均値である 2.7%と同等若しくはこれ以上の引上げをすべきではない。そこで、端数処理等を行い、2.5%程度の増額となるような改定が妥当と考える。

議員については、議員定数の人数から、報酬額の増額改定が与える財政への影響を訴える意見もあったが、特別職と異なる改定率とする積極的な理由は見当たらないため、全議員数の総額ではなく、一人当たりの報酬額として妥当か検討した上で、特別職同程度の増額改定率とすることが望ましい。

【賞与】

以前より特別職は条例上、一般職と連動しており、議員についても令和 5 年度から連動するよう改定されており根拠あるものとなっている。物価上昇や社会全体の給与も引き上がっていることから、このまま一般職と連動する形で問題なく、現状から変更する必要性は感じられない。また、今回の引上げ月数 0.2 月も妥当であると考え。

6 結論

【通勤手当】

市長等常勤の特別職職員の通勤手当については、一般職に準じて実費により支給することが適当である。

【例月給】

改定率を2.5%とし、千円未満の切り捨て処理を行い2.5%を超えないものとするのが妥当と考える。

(表4) 市長等常勤特別職の給料額

職	現行額	改定額	増減額	増加率
市長	898,000 円	920,000 円	22,000 円	2.45%
副市長	774,000 円	793,000 円	19,000 円	2.45%
教育長	721,000 円	739,000 円	18,000 円	2.50%

(表5) 市議会議員の報酬額

職	現行額	改定額	増減額	増加率
議長	547,000 円	560,000 円	13,000 円	2.38%
副議長	489,000 円	501,000 円	12,000 円	2.45%
委員長	473,000 円	484,000 円	11,000 円	2.33%
議員	465,000 円	476,000 円	11,000 円	2.37%

【賞与】

現行のとおりとする。

7 附帯事項

【非常勤の特別職の報酬】

非常勤の特別職の報酬に関しても、一定程度の増額改定を行うことが望ましい。

【議員定数のあり方】

報酬額の増額改定により、議員総数で考えると財政への負担が大きなものとなる。今後更なる社会保障費の増額や人口減少、あるいはそれに伴う議員のなり手不足の懸念等もあるため、狛江市議会議員の定数の見直しの検討を要望する。

8 報酬の改定の実施時期

令和7年度からとすることが適当である。